電子出版と著作者の権利

龍谷大学法学部 准教授(民法)

栗田昌裕

著作権法の沿革

活版印刷術(大量複製)

- 報酬保護の思想(著作権の正当化原理)
- 社会的拘束の理論(著作権の制約原理)

テープレコーダー(私的複製)

- 住居の不可侵、プライバシーとの衝突
- 補償請求権制度

デジタルメディア(無劣化複製)

• 著作物の追加的使用

インターネット(複製物の拡散)

• 電子出版に特有の問題——現代的課題

活版印刷術と著作権思想(1)

報酬保護の思想

- 「人は、財産として、自然天然のものの加工や改変のために費や した自らの労働の成果を要求できる」
- ジョン・ロックの労働所有論を変形したもの
- 精神的所有権論の理論的支柱
- ドイツ基本法14条1項の財産権保障の核心として実定化

活版印刷術と著作権思想(2)

社会的拘束の理論

- ①著作物は、時間ともに、無価値と分かって消えていくか、関係した集団 の血肉となり公共の文化生活の要素となる
- ②著作物は、幾世代にも亘って蓄積された先行業績に依拠している
- ③著作物は、公共に受け取られるために創作されている
- 所有権の社会的拘束の理論を応用したもの
- ドイツ基本法14条2項の社会的拘束として実定化

テープレコーダーと著作権思想(1)

補償請求権制度の創設

- ・利用者の「住居の不可侵」やプライバシーに配 慮→排他権の制限
- ・ 著作者の財産権保障に配慮→補償請求権の承認

テープレコーダーと著作権思想(2)

利益状況の変化

- 私的領域で複製が行われるようになった
- 利用者の住居の不可侵やプライバシーが対立利益として浮上

補償請求権制度の創設

- 利用者の利益 → 排他権を否定
- 著作者の利益 → 補償請求権を肯定
- 著作者の権利は、常に排他権でなければならないのか? なぜ?

デジタルメディアと著作権思想

- 無劣化複製
- ▶ 著作物を享受することは、公衆の自由に属する
- 著作物をくり返し鑑賞できる複製物を創り出すことは、もはや複製を超える (著作物の追加的使用)
- ▶ 複製物の価値は、著作者に属すべきものである。複製物の作成から、著作者は配分を受けて然るべきである。—しかし、新しい複製物が創り出されないときには、著作者が配分を受けられなくてもしかたがない。
 - 例)教育番組のタイムシフティング 消尽後の著作物の利用

著作権の制限規定の厳格解釈原則

――ドイツ連邦通常裁判所の判例の変遷

著作権の制限規定の厳格解釈原則A(形式的解釈準則)

- •【内容】「法律の基本思想の純然たる例外」である著作権の制限規定は、可能な限り厳格に解 釈しなければならない
- •【根拠】規定の原則 例外関係(例外規定の類推適用の禁止)
- •【性質】形式的解釈準則

著作権の制限規定の厳格解釈原則B(配分原則)

- •【内容】「著作者はその著作物の経済的利用について出来る限り適正な配分を取得できてしかるべきである」(配分原則)
- •【根拠】著作権法の基本思想
- •【性質】実質的解釈準則

実定化された自然権=憲法上の権利

――ドイツ連邦憲法裁判所の判例理論

財産権保障	立法者による内容形成	包括的な排他権 = 著作者に公正な報酬を保障する手段 補償請求権でも最低限の保障が可能
	著作権の核心	創作的給付の財産的価値ある成果を私法規定により原則 として著作者に割り当てることと、これを自己の責任で 処分できる自由
財産権の 社会的拘 束	排他権の否定	著作物に妨げなく接触するという公共の利益
	補償請求権の否定	高められた公共の利益 優越する憲法上の利益・権利

著作権の二段階構造

排他権

- 「著作物に妨げなく接触するという公共の利益」による制限可能
- 自由市場を通じた価格形成の手段

補償請求権

- 「著作物に妨げなく接触するという公共の利益」による制限不可
- 著作者に「報酬」を保障するための最低限の手段

著作権法における法益衡量

著作者の利益

- 財産権保障
- 人格権
- •

利用者の利 益

- ・表現の自由
- 情報の自由
- •

公共の利益

著作物に妨 げなく接触 すること

•

媒介者の利益?

憲法上の権利の役割

著作者の権利

(財産権保障)

財産権の内容形成

(立法裁量)

利用者の権利

(表現の自由)

自炊代行の問題(1)

- スキャン後の裁断本を廃棄する場合
 - 市場の競合は生じない
 - 著作者に属すべき価値を含む複製物は増加していない
 - ▶ 著作者の権利に含まれるべき行為かどうか、という問題
- スキャン後の裁断本を廃棄しない場合
 - 市場の競合が生じる
 - 著作者に属すべき価値を含む複製物が増加する
 - ▶ 著作者の権利に含まれることに問題はなさそう
 - ▶ 排他権制度と補償請求権制度のいずれが適合的か、という問題

自炊代行の問題(2) 排他権制度

- 著作者は価格を交渉して取り決めることができる
 - ✓ 市場を通じて適正価格が確保される
 - ✓ 禁止的な高値や事業を維持できない安値にはならない
- 著作物の利用は確保されない
 - ✓ 権利処理ができないと、そもそも著作物が利用できなくなる
 - ✓ 新規事業者の参入について阻害要因となる
 - ✓ 孤児著作物
 - ✓ 公衆の自由が制約される—「表現の自由」が作動?

自炊代行の問題(3) 補償請求権制度

- 著作者は価格を交渉して取り決めることができない
 - ✓ 補償金額によっては、禁止的な高値や事業が継続できない安値の可能性がある
 - ✓ 制度設計によっては、モラルハザードの可能性もある
- 著作物の利用は確保される
 - ✓ 著作者に最低限の報酬は保障される
 - ✓ 補償金を支払えばよいので、新規事業者の参入も妨げられない
 - ✓ 孤児著作物の問題は生じない

自炊代行の問題(4) 著作権の制限

- 著作権を制限し、補償請求権制度も設けない
 - 著作者には一切の報酬が保障されない――財産権保障が作動? 「著作者に適正な報酬が保障されるべき利用」に該当するかの問題 裁断本を返却、貸出、転売する際には、財産権保障の侵害に当たる可能性が大
 - 利用者には完全な自由が確保される

電子出版の問題

- 著作権の権利内容の画定ではない
 - 原則として、著作者と利用者の利害状況は変更されない
 - (著作隣接権を設定するときには、基本的な利害が変動する可能性がある)
- 目的適合的な制度設計の問題
 - 取引費用の低減
 - 法の経済分析の手法が適合的 ある法制度を採ったときに、どのような結果が生じるかを分析する
- 「対立する利益のどこに線を引くのか」ではなく、 「どういう制度設計をすれば円滑な取引が行われるのか」という問題